

私議(一)のうらりとせりな、貴會の此難の報を  
 理解イした甚しき事なり私等があの同族を私議し  
 自ら不ばふ事な、鈴木氏が二月三日に特に其の目的の爲に  
 一會合を催し各種労働団体の代表者や新報記者の面  
 前であの筆紙を披露したと云ふ事實に依り、此のりかであらふと  
 思ひます

然しあの筆紙の写が貴組合に到達しふと云ふは私の全く  
 意外とする處にありますけれども、事實をふたれを之は、  
 うら、鈴木氏の命を交けて、披露送の任に當り事務員に何等  
 が差送上間違ひれあつたか又は郵便局に何等か間違ひが  
 あつたか、因する事で鈴木氏が親展書を故意に悔上る  
 傷団体に秘せられぬるのとは信せられませぬ、私に於ては  
 元來、公明正大一視平等の理想を以て事を行ふことには

公私面共に於ける理念として居ることは貴説の如くあり  
 ます、案は昨日日本労働總同盟大會席上於て貴  
 組合副組合長濱田國太郎氏に面會する際、  
 親展書の写が貴組合に付し到着の事實を知るが  
 あります、早速鈴木氏以外の事實を告げ、若し何等かの  
 旨違ひに、披露送漏れもあり居る様ふ事あれば、  
 此を以て、大に急披露せらるる様にと、恒意して居  
 りました

以上にも、私の意のある處を充分諒解を得る事と  
 存じます、が私、此の機會に一言して、此を以て何等  
 故意の意を起しなき、筆紙止の誤りありしに、  
 依り労働代表選定と云ふが如き、當面の重大問題に  
 何等の禍を起さうとするのなき、採にしたと云ふこと下